

焼津市訓令甲第7号

本 庁
各出先機関

焼津市電子契約実施規程を次のように定める。

令和7年8月21日

焼津市長 中野 弘道

焼津市電子契約実施規程

(目的)

第1条 この規程は、焼津市契約規則（昭和53年8月24日規則第15号）第24条の2の規定に基づき、焼津市が締結する電子契約に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス提供事業者 電子契約サービスを提供する事業者をいう。
- (2) 電子署名 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。
- (3) タイムスタンプ 電子署名を付与する際に利用する電子的な時刻証明をいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者が焼津市及び契約の相手方の指示を受けて、電子契約書にサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う立会型電子契約サービスをいう。
- (5) 電子契約 電子契約サービスを利用して締結する契約方法をいう。
- (6) 電子契約書 電子署名を講じた電磁的記録により作成する契約書をいう。
- (7) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (8) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
- (9) アクセスコード 契約の締結に当たり、電子契約サービス上で電子契約書の内容を確認するために必要となる暗証番号をいう。
- (10) 担当者 契約の相手方に電子契約書を送信する等、電子契約サービスを利用した契約手続の実務を主に行う者をいう。
- (11) 承認者 担当者が電子契約サービスにアップロードした電子契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認し承認する者をいう。
- (12) 所属 焼津市行政組織規則（昭和55年焼津市規則第8号）第2条に規定する課等、焼津市教育委員会事務局組織等に関する規則（昭和36年焼津市教育委員会規則第3号）第2条に規定する課、焼津市会計管理者の補助組織等に関する規則（昭和60年焼津市規則第5号）第1条に規定する出納室、焼津市議会事務局規程（昭和36年焼津市議会規程第1号）第2条に規定する課、焼津市監査委員事務局、焼津市選挙管理委員会事務局及び焼津市農業委員会事務局をいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 焼津市における契約は、次に掲げるものを除き、電子契約によることができるものとする。

- (1) 書面で行うことが法令等で規定されている契約
- (2) 契約期間に保存期間を加えた期間が10年を超える契約
- (3) その他電子契約によることが適当ないと認められる契約

2 市長は、入札公告、指名通知又は随意契約における見積依頼の際に、その契約が電子契約によることができる契約か否かを明示するものとする。

(承認者の設置)

第4条 各所属に承認者を置き、所属長をもってこれに充てる。

2 承認者が不在のときは、焼津市専決、代決等に関する規程（平成10年焼津市訓令甲第6号）の代決の規定を適用する。

(電子契約サービス運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運用管理するため、電子契約サービス運営管理者（以下「管理者」という。）を置き、契約担当課長をもってこれに充てる。

2 管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 電子契約サービスの利用可能な状態の維持
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性の確保
- (3) 電子契約サービスの効率的な運用及び適正な管理
- (4) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項

(アカウントの取扱い)

第6条 アカウントは、管理者が設定し、各所属に付与する。

2 アカウントの変更は、管理者が行う。

3 アカウントの取扱いは、各所属が適正に行う。

4 パスワードの管理、設定及び変更は、各所属が行う。

5 各所属は、パスワードを所属外の者に知られないように厳重に管理しなければならない。

6 担当者は、所属の代表メールアドレスを使用するものとする。

7 承認者は、個人メールアドレスを使用するものとする。

(事故報告)

第7条 各所属は、パスワードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

(利用方法及び電子メールの確認)

第8条 担当者は、契約の相手方に電子契約を利用するか否かの希望の確認を行うものとし、入札により落札決定を行う場合は、落札者への通知と並行して希望の確認を行い、入札を行わない場合は、契約の相手方に対する契約の申し入れに並行して希望の確認を行う。

2 担当者は、前項の希望の確認においては、電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第1号）により、電子契約による契約締結の承諾及び契約の相手方の指定する電子メ

ールアドレスの報告を受けることとする。

(契約締結日)

第9条 電子契約サービスを利用して契約を締結する場合、電子契約書に付与したタイムスタンプの日付にかかわらず、電子契約書に記載した契約日を契約締結日とする。

2 前項の契約締結日の確認のため、締結する電子契約書一式の中に電子契約書の取扱いに関する特約書（様式第2号）を含めるものとする。

(電子契約手続)

第10条 担当者は、次の手順で電子契約手続を実施する。

(1) 所属の代表メールアドレス及びパスワードにより、電子契約サービスにログインする。

(2) 次の内容を確認の上、PDF形式に変換した決裁済の契約書一式を電子契約サービスにアップロードする。

ア 電子契約サービスにアップロードできるデータ量の上限を超える場合を除き、原則として、契約書一式は、1つのPDFファイルにまとめること。

イ 契約書の「収入印紙」及び「印」の記載は削除すること。

ウ 電子契約書一式の中に電子契約書の取扱いに関する特約書が含まれていること。

エ 契約書の末尾の条文に電子契約であることを示すための記載があること。

(3) 契約の相手方の情報等を入力し、電子契約書の送信順の設定及びアクセスコード等の設定を行い、送信する。

(契約書の送信順)

第11条 前条でアップロードした契約書の送信は、原則として、次の順に行うものとする。

(1) 承認者

(2) 契約の相手方（契約締結権限者）

(3) 担当者

2 契約の相手方のメールアドレス、氏名及び会社名は、提出された電子契約同意書兼メールアドレス確認書を基に入力するものとする。

(契約内容の確認及び締結)

第12条 担当者は、電子契約サービスにおいて、前条第1項第1号による承認者の承認、同項第2号による契約の相手方の確認及び電子署名が行われた後、契約保証金の納付等を確認の上、電子署名（契約の締結）を行い、タイムスタンプを付与するものとする。

(電子契約書の保存)

第13条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この訓令甲は、令和7年12月1日から施行する。